

体験学校施設の使用のお願い

○ 申込み方法

- ・市の事業に支障のない範囲で施設を開放しています。電話等で空き状況を確認してください。空いている場合は、小宮ふるさと自然体験学校(以下「体験学校」という。)で使用申請書に記入をお願いします。
- ・電話での申込みは承っておりません。空き状況の照会で予約は完了しませんので、必ず体験学校で手続きをお願いします。

○ 申込み期間

- ・使用する日の2か月前の月の初日から使用日までとなります。

○ 1 団体が申込みできる範囲

- ・1か月間に使用できる日数や時間に制限はありません。(使用可能な時間内に限ります。)
 - ・貸出時間は、毎時00分からとする必要はありません。(例: 午前10:15 ~ 午前11:15)
- ※ ただし、より多くの団体が使用できるよう、前後の団体へのご配慮をお願いします。

○ 貸出時間及び使用料

施設区分	使用時間	使用単位	使用料
多目的ルーム1	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	350円
多目的ルーム2	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	350円
多目的ルーム3	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	350円
図書室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	450円
音楽室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	450円
工作室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	450円
調理室	午前9時30分から午後4時30分まで	1時間	450円
校庭	午前9時から午後5時まで	1時間	220円
体育館	午前9時から午後10時まで	1時間	360円

- ・校庭及び体育館の貸出については、市内に在住、在勤または在学する者が10人以上で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれている場合に限ります。

○ 使用料の振替又は還付

- ・天候、自然災害、その他の使用者の責任に依らない理由で使用できない場合は、日時の振替又は使用料の還付となります。この場合は、体験学校に連絡の上、手続きをお願いします。
- ※ 使用日を振り替える場合は、体験学校で空き状況を確認してください。
- ※ 使用料を還付する場合は、金融機関への振込みとなります。

還付手続きに必要なもの

- ① 使用許可書と納入通知書兼領収証書
- ② 申請者の金融機関の口座番号
- ③ 印鑑

○ 鍵、窓の確認

- ・ 施錠された施設を使用する場合は、体験学校の事務所から鍵を受け取ってください。また、使用後は速やかに鍵の返却をお願いします。なお、鍵の管理、窓等の戸締り、照明の消灯等については、責任をもって対応をお願いします。

○ 使用記録表の記入（校庭以外の各施設を使用する場合）

- ・ 使用前に、必ず体験学校の事務所で使用記録表を受け取ってください。（その際、使用承認書と納入通知書兼領収証書を提示してください。）体育館の場合は、備え付けの使用記録表に記入をお願いします。
- ・ 使用後（体育館を除く。）は、使用記録表の内容をよく確認し、記入した後、事務所に返却をお願いします。

○ 団体登録（定期使用団体）

- ・ 定期的に体育館で活動する場合は、団体登録をお願いします。

使用に際しての注意点

- ・ 各施設の照明やトイレ、倉庫の電灯の消灯の確認をお願いします。
- ・ 休校日や夜間等、体験学校の門の戸締りをお願いします。
- ・ 敷地内での飲酒、喫煙は禁止です。
- ・ 敷地内での火の使用はお控えください。
- ・ 飲食を目的とした校庭、体育館の使用はできません。
- ・ あいさつ等、近隣の方への配慮をお願いします。
（ボール等が住宅敷地に入った場合などは、放置したり無断で立ち入らず、必ず直接謝罪するようお願いいたします。）
- ・ 雨天時や雨天後の校庭への配慮をお願いします。
（校庭の状態が悪く、使用後に整備をしても現状に戻らない状態の場合は、使用を中止してください。）
- ・ 使用後は各施設の清掃、整備、片付けをお願いします。
（グラウンドレーキでの整地（校庭）、モップがけ（体育館）、床清掃、ごみの持ち帰りなど）
- ・ 駐車場には限りがありますので、他の利用者への配慮をお願いします。
また、体験学校の事業への配慮もお願いいたします。
- ・ 路上駐車や校庭内への駐車はご遠慮ください。
- ・ 施設や器具等の破損がないよう注意して使用してください。
（破損等の場合は、体験学校の事務所へ連絡してください。使用者の負担で賠償をお願いする場合があります。）

問い合わせ 小宮ふるさと自然体験学校 TEL042-596-0414 休校日:月曜日

その他

【使用料が減額・免除となる例】

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき… 免除
- (2) 市内の町内会・自治会が使用するとき… 免除
- (3) 市内の福祉又はボランティアの団体が直接公益を目的とした活動のために使用するとき… 免除
- (4) 市内の障害者の団体が使用するとき… 免除
- (5) 市内の母子・父子福祉の団体が使用するとき… 免除
- (6) その他市長が特別の理由があると認めるとき… 免除又は減額

【使用料の還付について】

納入された使用料は、次のときにその全部又は一部が還付されます。

- (1) 災害その他の事故により、体験学校を使用することができなくなったとき… 全額
- (2) 管理上特に必要があるため、市長が使用を取り消したとき… 全額
- (3) 使用者の責務に帰することができない理由により、体験学校を使用することができないとき… 全額
- (4) 使用者が使用日の14日前までに使用の取り消しを申請したとき… 全額
- (5) 使用者が使用日の7日前までに使用の取り消しを申請したとき… 100分の50